



税金に関するお知らせ

所得税・消費税の申告はe-TAXをご利用ください



源泉所得税の徴収高計算書提出も納税も、まとめてe-TAXで！

徴収高計算書の提出はe-Taxを利用
e-Taxを利用することで、自宅や会社から徴収高計算書の送信を行うことができます。
源泉所得税の納付はダイレクト納付
PCやスマホから行える「キャッシュレス納付」の中でも、特に便利なのが「ダイレクト納付」です。

徴収高計算書の送信及びダイレクト納付手続の詳細はこちら>>



給与所得者のみなさまへ

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える場合
 - ② 1か所から給与の支払を受けていて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
 - ③ 2か所以上から給与の支払を受けて、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える場合
- 上記①～③のような場合は確定申告をしなければなりません。

●所得税及び復興特別所得税

確定申告・納期限日… **3/15**(金)
振替納税の振替日… **4/23**(火)

消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告と納税は正しくお早めに

【令和5年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ① 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ② 令和3年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和4年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ③ ①、②に該当しない場合で、令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ④ インボイス発行事業者の登録を受けている事業者

申告期限
納付期限 **令和6年4月1日** (月)

口座振替をご利用の場合は
振替日 **令和6年4月30日** (火)

●詳しくは国税庁のホームページをご覧ください

宮古島税務署 ☎ 72-4874

確定申告に関する税務相談は
国税庁相談チャットボットを
ご利用ください



国税庁ホームページにおいて、令和5年分の確定申告に関する税務相談チャットボットを次の日程で開始します。

所得税の確定申告・・・1月4日から
消費税の確定申告・・・2月下旬から

所得税の申告はe-TAXをご利用ください

スマホとマイナンバーカードでe-TAX!

- 国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
- マイナポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。



確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利!



「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力」

税務課資産税係からのお知らせ

☎ 72-3751(代)

課 償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械（農業機械含む）、備品等（土地・家屋を除く）のことです。下記の対象者となる方は、早めの申告をお願いします。

期間	令和6年1月4日(木)～31日(水) 【受付時間】9:00～12:00/13:00～17:00
対象	・1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人 ・1月1日現在、市内で直接事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人
内容	・昨年まで申告している方は、「1年間の償却資産の増減のみ（電算処理での申告は、全資産）」を申告 ・新たに申告する方は、「1月1日現在所在している償却資産すべて」を申告 ※申告用紙が必要な方はご連絡ください ※電子申告（エルタックス）での申告もできます

- ① 申告された償却資産課税標準額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。
- ② 税務署で必要経費として減価償却資産申告を行っている資産で、市に償却資産として申告していないものも対象となります。
- 税務署調査で、申告漏れがある事業所及び個人へも申告書を送付しております。初めて申告書を受けられた方も申告の対象事業所(者)となります。また、申告漏れがあった場合、過年度にさかのぼって課税になることがありますので、あらかじめご了承ください。

課 固定資産の現況調査について

固定資産税課税台帳整備のため、現況調査を行っています。固定資産（土地）は、現況の地目によって評価、課税されます。登記簿記載地目が畑や原野で記載されている場合でも、1月1日時点の使用状況に応じた地目で判断されます。例えば、畑を耕作放棄等で畑としての利用状況がない場合、又は、更地、駐車場、資材置場等で使用している場合は、雑種地として地目認定され、評価額、固定資産税額が急激に上昇する場合があります。調査は、市税務課職員が行います。調査にあたっては、敷地外から外観が把握できない等の場合は敷地内に立ち入る場合があり、記録のため写真撮影を実施します。市税務課職員は市が発行する「調査吏員証、固定資産評価員証又は補助員証等」、を携帯していますのでご協力をお願いします。



課 税免除特例の申請について

宮古島市では、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例により、沖縄県の自主的発展に寄与する目的として一部固定資産税の免除措置があります。（沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域・離島地域・情報通信産業振興地域・産業イノベーション促進地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特措法に基づく産業振興促進区域）

申告期間：1月4日(木)～1月31日(水)
【受付時間】9:00～12:00/13:00～17:00

受付場所：税務課 資産税係 窓口

※特例措置を受けるには、各適用項目の条件を満たす方が対象となります。詳細については、宮古島市ホームページの「くらしのガイド→税金→課税免除の特例について」をご覧ください。か、税務課資産税係までお問い合わせ下さい。

住 宅用地の申告について

住宅用地については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。住宅を新築・増築した場合や住宅の全部、一部を取り壊した場合、土地や家屋の全部又は一部を用途変更した場合は住宅用地の認定が変わりますので、当該年度の初日に属する年の1月31日までに申告書の提出が必要になります。

家 屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、「家屋滅失届」を提出してください。登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」をお願いします。届け出がない場合、取り壊した家屋に誤って課税されてしまう可能性があります。ご協力をお願いします。

広告

そらうみ法律事務所
SORAUMILAWOFFICE

無料出張相談会を定期的で開催しています。
日程についてはお電話にてお問合せ下さい。

沖縄弁護士会所属 1月12日(金) 某駅前センターで開催1
弁護士 長尾 大輔 (宮古島で7年余り執業していました)

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドワールドビル3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219 ○「そらうみ 弁護士」で検索

高齢者活躍人材確保育成事業 (公社)沖縄県シルバー人材センター連合

会員募集中 女性大歓迎

健康で働く意欲のある
60歳以上の皆様へ
随時入会説明実施中! お問い合わせ

(公社)宮古島市シルバー人材センター
TEL(0980)72-8495

広告